

目次

規約の適用

- 第1条 規約の適用
- 第2条 規約の変更
- 第3条 用語の定義
- 第4条 いい-NE T光の提供区域
- 第5条 契約の単位
- 第6条 回線終端装置の設置
- 第7条 契約の申し込み方法
- 第8条 契約の承諾
- 第9条 契約内容の変更
- 第10条 利用の一時中断
- 第11条 権利の譲渡
- 第12条 サービスの転用
- 第13条 いい-NE T光契約者が行う契約の解除
- 第14条 当社が行う契約の解除
- 第15条 利用中止
- 第16条 利用停止
- 第17条 料金及び工事に関する費用
- 第18条 利用料金の支払い義務
- 第19条 手続きに関する料金の支払い
- 第20条 工事費の支払い義務
- 第21条 料金の計算等
- 第22条 割増金
- 第23条 いい-NE T光契約者の維持責任
- 第24条 いい-NE T光契約者の切り分け責任
- 第25条 修理または復旧の順位
- 第26条 責任の制限
- 第27条 雑則
- 第28条 利用に係る契約者の義務
- 第29条 回線終端装置の設置場所の提供
- 第30条 契約者の通知等
- 第31条 法令に規定する事項

別記

- 1 いい-NE T光の提供区域
- 2 いい-NE T光契約者の地位の承継
- 3 いい-NE T光契約者の氏名等の変更の届出
- 4 いい-NE T光契約者からの利用回線等の設置場所の提供等
- 5 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 6 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 7 当社の維持責任
- 7-2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取り扱い

料金表

通則

- 1 料金の計算方法
- 2 端数処理
- 3 料金等の支払い
- 4 料金の一括後払い
- 5 前受金
- 6 消費税相当額の加算
- 7 料金等の臨時減免)

第1表

- 1 手続きに関する料金
- 2 月額利用料
- 3 工事に関する費用

（規約の適用）

第1条 株式会社飯田ケーブルテレビ（以下、「当社」といいます）は、このいいーNET光利用規約（以下「規約」といいます）を定め、これによりいいーNET光を提供いたします。

（注）本条の他、当社はいいーNET光契約に基づく他の付帯するサービス（電話サービス、放送サービス等）をこの規約により提供します。

（規約の変更）

第2条 当社はこの規約を変更することがあります。その場合には料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

（用語の定義）

第3条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 当社及び電気通信事業者が必要により設置する電気通信設備
4 回線終端装置	利用回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に 接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
8 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
9 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律86号）に基づき電気通信役務（電気通信事業）を行う者を指し、本規約上では NTT 東日本等光コラボレーションモデルに関する契約を締結している事業者
10 転用	東日本電信電話が提供する光回線（フレッツ光等）を光コラボレーション事業者に契約を変更する手続
11 事業者変更	光コラボレーションモデルで提供されている光回線を他の光コラボレーション事業者に契約を変更（東日本電信電話への変更含む）する手続き

（いいーNET光の提供区域）

第4条 当社のいいーNET光は、別記1に定める提供区域において提供します。

（契約の単位）

第5条 当社は、契約者回線等1回線ごとに1のいいーNET光契約を締結します。

（回線終端装置の設置）

第6条 当社または電気通信事業者は、契約者回線の終端の場所に、回線終端装置を設置します。

（契約の申し込み方法）

第7条 いいーNET光の申し込みをするときは、次にあげる事項について記載した当社所定の申込書を当社に提出していただきます。

（1）契約者回線にかかる契約者名及び回線終端装置を設置する場所、サービスの品目等

（2）その他契約の申し込みを特定するための事項及び契約者回線を介して提供される各種サービスの種類（ictv ひかり電話、光キャストTV等）

（契約の承諾）

第 8 条 当社はいいーＮＥＴ光の申し込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。

2 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合にはその申し込みを承諾しないことがあります。

（1）契約回線契約者名と契約回線を介して提供されるサービスの名義が同一とならない場合。

（2）いいーＮＥＴ光を提供すること、または電気通信事業者が光設備を保守することが技術上著しく困難な場合

（3）いいーＮＥＴ光の申し込みをした者がいいーＮＥＴ光の料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合

（4）第28 条の規定に違反するおそれがある場合

（5）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障のおそれがある場合

（契約内容の変更）

第 9 条 いいーＮＥＴ光契約者は、第 7 条（契約の申し込み方法）に規定する契約内容を変更請求することができません。

2 いいーＮＥＴ光契約者は契約内容の変更を行う場合、当社所定の様式により変更内容を当社に提出していただきます。

3 当社は、前項の請求があったときは、第 8 条（契約の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用の一時中断）

第 10 条 当社はいいーＮＥＴ光契約者から請求があったとき、一時中断を行います。

この場合、一時中断期間中の利用料金及び一時中断に係る工事費は料金表に定める利用料金をお支払いいただきます。

（権利の譲渡）

第 11 条 いいーＮＥＴ光契約に係る権利（いいーＮＥＴ光契約者が、いいーＮＥＴ光契約に基づきいいーＮＥＴ光の提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 いいーＮＥＴ光の契約に係る権利の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により、当社に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いてこれを承諾します。

（1）いいーＮＥＴ光契約に係る権利を受けようとする者が、いいーＮＥＴ光の料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

（2）いいーＮＥＴ光を介して当社が提供する各サービス（ictv ひかり電話、光キャストＴＶ等）の権利のみの請求があった場

（注）いいーＮＥＴ光を介して提供される各サービス（ictv ひかり電話、光キャストＴＶ等）の権利を譲渡するときには、いいーＮＥＴ光の権利も合わせて譲渡の請求を行う必要があります。

（サービスの事業者変更）

第 12 条 いいーＮＥＴ光契約者は、いいーＮＥＴ光の事業者変更（いいーＮＥＴ光契約者が現に利用しているいいーＮＥＴ光サービスから、光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が提供する光アクセスサービスに移行すること（東日本電信電話株式会社への移行を含みます）をいいます。以下同じとします）を請求する場合、あらかじめ当社に申請していただきます。

2 当社は事業者変更の申し込みがあった場合、特段の理由が無い限り、受け付けた順に従って承諾し、事業者変更承諾番号を払い出します。

（いいーＮＥＴ光契約者が行う契約の解除）

第 13 条 いいーＮＥＴ光契約者は、いいーＮＥＴ光の契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に通知していただきます。

（当社が行う契約の解除）

第 14 条 当社は、次の場合には、いいーＮＥＴ光契約を解除することがあります。

（1）第16 条（利用停止）の規定によりいいーＮＥＴ光のサービスの利用を停止された契約者が、尚その事象を解消しない場合。

（2）いいーＮＥＴ光契約者から回線の移転に関する請求を受け、回線の移転先が第 8 条各項に該当し、回線の移転が承諾できない場合及び、移転先がサービス提供区域外となった場合。

(利用中止)

第 15 条 当社は、電気通信事業者の保有する設備の保守上または工世上やむを得ないとき、いいーN E T 光の利用を中止することがあります。

(利用停止)

第 16 条 当社はいいーN E T 光の契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、いいーN E T 光の利用を停止する場合があります。

(1)料金その他当社との間で発生している債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合。

(2)第28 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反した場合。

(3)前2 号のほか、この規約に違反する行為であって、いいーN E T 光に関する当社の業務の遂行または電気通信設備事業者の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をした場合。

(4)当社は、前項の規定によりいいーN E T 光の利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日等をいいーN E T 光契約者に通知します。

(料金及び工事に関する費用)

第 17 条 当社が提供するいいーN E T 光の料金は、料金表第 1 表 2（月額利用料）に定めるところによります。

2 当社が提供するいいーN E T 光の工事に関する費用は、料金表第 1 表 3（工事費）に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第 18 条 いいーN E T 光契約者は、その契約に基づいて、当社がいいーN E T 光の提供を開始した日から起算して、いいーN E T 光の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表 2（月額利用料）に規定する利用料の支払いを要します。

2 いいーN E T 光を介して当社が提供する各種サービスの月額料金については、当社が請求する総額から料金表第 1 表 (3)減額する額に定める額を減額する場合があります。

3 契約者から料金表第 1 表 2（月額利用料）に規定する継続利用期間内に契約解除の申し出があった場合、1 契約者回線につき、2,860 円の契約解除料の支払い義務が生じることを承諾していただきます。

4 前項の期間において、利用の一時中断等によりいいーN E T 光のサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

(1)利用の一時中断をしたときは、いいーN E T 光契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2)利用停止があったときは、いいーN E T 光契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(3)前2 号の規定によるほか、いいーN E T 光契約者は、次の場合を除き、いいーN E T 光のサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

<区別>

区別	支払いを要しない料金
1 いいーN E T 光契約者の責めによらない 理由により、いいーN E T 光のサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、48 時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するいいーN E T 光についての利用料金 ※いいーN E T 光が全く利用できないことにより、いいーN E T 光を介して提供されるサービス（ictv ひかり電話、光キャストTV等）についても、同様の取り扱いとします。
2 当社の故意または重大な過失によりいいーN E T 光のサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するいいーN E T 光のサービスについての利用料金

5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(手続きに関する料金の支払い義務)

第 19 条 いいーN E T 光契約者は、いいーN E T 光のサービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表（手続きに関する料金） に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、そのいいーN E T 光のサービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第 20 条 いい-NE T 光契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表 3 (工事費) に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し (以下この条 において「解除等」といいます。) があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、いい-NE T 光契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算等)

第 21 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に 定めるところによります。

(割増金)

第 22 条 いい-NE T 光契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(いい-NE T 光契約者の維持責任)

第 23 条 いい-NE T 光契約者は、電気通信設備、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準に適合するよう維持していただきます。

(いい-NE T 光契約者の切り分け責任)

第 24 条 いい-NE T 光契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、電気通信事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、いい-NE T 光契約者から要請があったときは、当社は、電気通信事業者と連携の上、確認試験を行い、その結果をいい-NE T 光契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により電気通信事業者が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、いい-NE T 光契約者の請求により当社または電気通信事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備 又は自営電気通信設備にあったときは、いい-NE T 光契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額 とします。

(修理または復旧の順位)

第 25 条 いい-NE T 光契約者は、電気通信事業者の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧することを承諾していただきます。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により電気通信事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理または復旧する電気通信設備等
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの、水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの、選挙管理機関に設置されるもの、新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの、国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

（責任の制限）

第 26 条 当社は、いいーN E T 光を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのいいーN E T 光が全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、48 時間以上その状態が連続したときに限り、そのいいーN E T 光契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、いいーN E T 光が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのいいーN E T 光の利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりいいーN E T 光の提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

（雑則）

第 27 条 当社は、いいーN E T 光契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用に係る契約者の義務）

第 28 条 いいーN E T 光契約者は、次のことを守っていただきます。

電気通信事業者がいいーN E T 光契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。

当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、電気通信事業者がいいーN E T 光契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

電気通信事業者がいいーN E T 光契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 いいーN E T 光契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（回線終端装置等の設置場所の提供）

第 29 条 契約者線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、電気通信事業者が契約者回線等を設置するために必要な場所は、いいーN E T 光契約者から提供していただきます。

（契約者氏名の通知等）

第 30 条 いいーN E T 光契約者は、電気通信事業者から請求があったときは、当社が そのいいーN E T 光契約者の氏名及び住所等を、電気通信事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 いいーN E T 光契約者は、当社が通信履歴等そのいいーN E T 光契約者に関する情報を、当社の委託によりいいーN E T 光のサービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

3 いいーN E T 光契約者は、当社が第 11 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がそのいいーN E T 光契約者の氏名、住所及び 契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第 16 条（利用停止）の規定に基づきそのいいーN E T 光の利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

（法令に規定する事項）

第 31 条 いいーN E T 光の提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

【別記】

1 いい-NE T光の提供区域

いい-NE T光の提供区域は、次に掲げる都道府県の区域（日本電信電話株式会社 等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 2 条第 3 項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）のうち当社が別に定める区域とします。

＜都道府県の区域＞

北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県及び長野県

2 いい-NE T光契約者の地位の承継

相続又は法人の合併若しくは分割によりいい-NE T光契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。

(2)前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 いい-NE T光契約者の氏名等の変更の届出

いい-NE T光契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに当社に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは第 13 条（契約の解除）及び第 16 条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

(2) 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 いい-NE T光契約者からの利用回線等の設置場所の提供等

契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等を設置するために必要な場所は、いい-NE T光契約者から提供していただきます。ただし、いい-NE T光契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。

電気通信事業者がいい-NE T光契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、いい-NE T光契約者から提供していただきます。

いい-NE T光契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、電気通信事業者の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備に異常がある場合等の検査

当社または電気通信事業者は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、いい-NE T光契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、いい-NE T光契約者は、正当な理由がある場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2)前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3)第 1 項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、いい-NE T光契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

6 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者用回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 5（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

7 当社の維持責任

当社は、電気通信事業者の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

7 の 2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い

いいーN E T 光契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第 18 条（利用料金の支払義務）及び第 20 条（工事費の支払義務）の規定その他この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

8 その他本規約に規定の無い事項に関する取扱い

本規約の規定に無い事項に関しては、N T T 東日本が規定する IP 通信網サービス契約約款に準じた取り扱いとします。

料金表

通則

1 料金の計算方法

当社は、いい-NE T 光契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、暦月単位で計算します。ただし、当社が必要と認めるときは随時に計算します。

(2)当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。

(3)第18 条（利用料金の支払義務）第2 項第3 号の表の規定に該当するとき。

(4) 2 の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 18 条（利用料金の支払義務）第2 項第3 号の表の1 欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(5)当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金の起算日を変更することがあります。

2 端数処理

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

3 料金等の支払い

いい-NE T 光契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社または金融機関等において支払っていただきます。その場合、いい-NE T 光を介して当社が提供するサービスの支払い先（請求書の送付先、クレジットカード、引き落とし口座）は、いい-NE T 光の支払い方法及び支払い先と同一のものとします。

(2)いい-NE T 光契約者は、料金及び工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

4 料金の一括後払い

当社は、当社に特別の事情がある場合は、6 及び7 の規定にかかわらず、いい-NE T 光契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

5 前受金

当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、いい-NE T 光契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（注）5 に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

6 消費税相当額の加算

第18 条（利用料金の支払義務）から第20 条（工事費の支払義務）までの規定その他この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、消費税相当額を加算した額とします。

（注1）6 において、料金表に定める額とされているものは、税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）とします。

（注2）この規約の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

7 料金等の臨時減免

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、当社またはホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

1 手続きに関する料金

(1)適用

手続きに関する料金	手続きに関する料金は、次のとおりとします。 契約料 1 契約ごとに880円 転用または事業者変更手続き料1契約ごとに2,640 円
-----------	--

2 月額利用料

(1)適用

利用料	1 の契約ごと
-----	---------

(2)利用料金

サービス名称	月額利用料金
ファミリー	4,730 円
ファミリー・ハイスピード	4,730 円
Gファミリー	4,730 円
タイプ3	(基本額) (1)月間累計情報量が 3,040 メガバイト未満の場合、3,850 円 (2)月間累計情報量が 3,040 メガバイト未満の場合でかつ、当社の有線放送設備を使用し、当社または契約者が所属する地方公共団体から放送サービスを受けている場合、上記の基本額から 770 円を減じた額 (加算額) (1)月間累計情報量が 3,040 メガバイトを超え 10,040 メガバイト未満の場合、100 メガバイトまでごとに 44 円 (2)月間累計情報量が 10,040 メガバイトを超える場合、3,080円
マンション プランミニ	3,740 円
マンション プラン1	3,190 円
マンション プラン2	2,860 円

3 工事に関する費用工事費

(3)適用

区分	内容
工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費及び回線終端装置工事費を合算して算定いたします。
基本工事費の適用	(1) 回線終端装置工事に関する工事費の額の合計額が 31,900円までの場合は基本額のみを適用し、31,900 円を超える場合は 31,900円までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 (2)1の者からの申込み又は請求により同一設置場所において同時に2以上の工事を施工する 場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。 (3)土日休日の工事の場合、基本工事費に 3,300 円を加算して適用します。
交換機等工事費及び回線終端装置工事費の適用	交換機等工事費及び回線終端装置工事費は、次の場合に適用します。 (1) 交換機等工事費 電気通信事業者又は配線盤等において工事を要する場合に適用します。 (2) 回線終端装置工事費 回線終端装置の工事を要する場合に適用します。

割増工事費の適用	次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費の額は、3（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。	
	工事を施工する時間帯等	割増工事費の額
	午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から1,100円を差し引いて1.3を乗じた額に1,100円を加算した額
	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,100円を差し引いて1.6を乗じた額に1,100円を加算した額
工事費の減額の適用	当社は、3（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。	

(2)工事費の額

いいーNET光提供の開始、契約回線の変更またはその他内容の変更にに関する工事

区分	単位	工事費の額
①基本工事費		
ア イ以外の場合	1の工事ごとに 基本額	4,950円
	加算額	3,850円
イ 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	1,100円
②交換機等工事費	1の工事ごとに	1,100円
③回線終端装置工事費		
屋内配線部分	1配線ごとに	11,440円
マンションタイプの場合		8,140円
回線終端装置部分	1装置ごとに	2,310円

利用の一時中断に関する工事

区分	単位	工事費の額
①利用の一時中断の工事		
ア 基本工事費	1の工事ごとに	1,100円
イ 交換機等工事費	1の工事ごとに	1,100円
②再利用の工事		上記ア、イと同額

附則

(実施月日) この規約は、平成28年4月27日から適用します。附則

(実施時期) この規約は、平成29年4月1日から適用します。

(改定内容) 第1表 料金2月額利用料 (2)利用料金お得割提供条件に集合住宅メニューの追加
同 料金表に集合住宅メニューのお得割適用後料金を記載

附則

(実施時期) この規約は、平成29年6月1日から適用します。

(改定内容) 第1表 料金2月額利用料 (2)利用料金②お得割に関する解約金の扱いを記載

附則

(実施時期) この規約は、平成29年12月1日から適用します。

(改定内容) 第1表 料金 3工事に関する費用 (2)工事費の額①ア、②、③及び利用の一時中断に関する工事費①イ

附則

(実施時期) この規約は、平成30年12月1日から適用します。

(改定内容) 第1表 料金 2月額利用料 (3)減額する額 表中「減額するパターン」

附則

(実施時期) この規約は令和元年7月1日から適用します。

(改定内容) 事業者変更実施に伴う条文変更

第1表 料金 1手続きに関する料金(1)適用

附則

(実施時期) この規約は令和元年10月1日から適用します。

(改定内容) 第1表 料金 3工事費に関する費用 工事費(1) 適用税込価格を削除

附則

(実施時期) この規約は令和3年4月1日から適用します。

(改定内容) 料金をすべて税込価格に変更

附則

(実施時期) この規約は令和4年7月1日から適用します。

(改定内容) お得割の廃止に伴う料金変更